

厚生文教委員会記録

とき 令和7年6月5日

国分寺市議会

厚生文教委員会

令和7年6月5日（木）

○ 出席委員

委員長	皆川 りうこ
副委員長	鳥居 あかね
委員	高野 ふみお
	松岡 まり
	星 いろは
	木島 たかし
	田中 政義

○ 審査事項

- 1 議案第43号 国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第45号 工事請負契約について

《報告事項》

- (1) その他

午前10時17分開会

○皆川委員長 それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

◇

○皆川委員長 それでは、これより、お手元の審査事項一覧に沿いまして議案の審査に入りたいと思いますが、ここで、本日の審査事項の順番について、委員長といたしまして、審査の都合上、一部変更を提案いたします。初めに審査事項2番、議案第45号を審査した後、審査事項1番、議案第43号を審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、議案審査の順番をさよう変更いたします。

それでは、**議案第45号 工事請負契約について**を議題といたします。

審査に当たり、出席説明員の要求についてお諮りいたします。国分寺市議会委員会条例第18条の規定により、総務部長及び契約管財課長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 御異議なしと認め、当委員会といたしまして、総務部長及び契約管財課長の出席を求めることといたします。

それでは、手続のため暫時休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○皆川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案第45号について、担当より説明を求めます。

○佐藤契約管財課長 よろしくお願いいたします。議案第45号、工事請負契約について、説明いたします。

史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備工事（中枢部周辺地区〔南門地区〕）第二工区その4につきまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、御審査をお願いするものでございます。資料といたしましては、工事請負仮契約書と競争入札結果を提出させていただきました。両方併せて御覧いただきたいと思います。と思っております。

本件は、指名競争入札によって業者選定を行っております。12者を指名し、5月23日に入札を行った結果、西武造園株式会社東日本支店が落札し、同日に仮契約書を締結させていただいております。落札金額につきましては、消費税を含めまして1億6,918万円となりました。

続きまして、競争入札結果を御覧ください。12者指名し、入札を行いましたところ2者の応札があり、その結果、一番低価格で入札された西武造園株式会社東日本支店を落札者として決定いたしました。

私からの説明は以上です。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

大変失礼いたしました。史跡整備担当課長より、説明をお願いいたします。

○諸橋史跡整備担当課長 それでは、令和7年度の史跡武蔵国分寺跡整備事業について、御説明を差し上げます。

まず、工事件名です。史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備工事（中枢部周辺地区〔南門地区〕）

第二工区その4の工事になります。

令和4年度より、史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）伽藍中枢部周辺地域のうち、南門地区の整備工事を実施してまいりました。令和7年度は南門地区の整備工事の最終年度としまして、中門東範囲、南東範囲、南西範囲の3つの範囲において整備工事を行います。

資料2ページの図を御覧いただきたいと思います。工事の概要になります。まず、一番右上のところです。中門東範囲となっております。こちらにつきましては中枢部の区画施設、築地塀とか溝跡が発掘・発見されてございますので、こちらの路面の表示を施工いたします。

続きまして、その下のグレーのところ、南東範囲です。こちらにつきましては、伽藍地の区画溝の復元、また遺構解説板の設置、四阿（あずまや）と街灯の設置、あと一番南の端には南エントランス広場の敷石舗装といったものを施します。全体的には現在と同じダスト舗装ということで行う予定でございます。

最後、南西範囲になります。これは図の左下になりまして、第四中学校の校庭のすぐ東側でございます。こちらにつきましては整地と植栽を行います。仕上げ土舗装ということで予定してございます。

工事の完了につきましては、令和8年2月27日を予定してございます。

2のスケジュールでございます。こちらにつきましては、お読み取りいただければと思います。また、市民説明会につきましては、7月に開催を予定しておりまして、丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えてございます。回数につきましては、昨年同様2回の開催を予定しているところでございます。

説明は以上になります。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。確認ですけど、この参道の周りというのはもう完了しているということですか。

○諸橋史跡整備担当課長 委員のおっしゃるとおり、昨年度の工事で完了してございます。

○高野委員 そうでしたら、もう手後れに近いのかもしれませんが、この前、この参道の周りの樹木のことで、街路樹があったんじゃないか、なかったんじゃないかということについて、歴史的になかったはずだから街路樹は参道にはつけないというお話だったと思います。ただ、改めてちょっと気になって調べてみたら、街路樹の歴史は古く、日本では6世紀頃に道の脇に木が植えられていたと伝わっている。奈良時代には唐の町並みを参考に、唐の時代だと武蔵国分寺はちょっとずれるかもしれませんが、参道などの両脇に植樹されていたということで、やはり参道の脇に街路樹があったんじゃないかなといまに思っているんです。本当になかったのかというのは、歴史に沿わないと国費が出ないとかそういう話も何かあったと思うんですけど、この辺を確認したいのと、あとは、万が一なかったとしても参道の周り、例えば表参道があるじゃないですか、あそこもケヤキ並木でデートスポットになっているわけです。夏はここは絶対暑いと思いますから、図の右のほうをこれから整備するんだったら街路樹の整備とかを今からでもやってもらえないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○依田ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 今、委員からお話のございました参道脇の街路樹でございますが、日本全国で古代の道路の発掘調査が進められていまして、最近、島根県の山陰道の調査では街路樹状の遺構が出ていたということが学会の発表などでも報告されているところでございます。

ただ今回、昨年度整備いたしました武蔵国分寺の南門に接続する部分につきましては、全面的な発掘調査は行っておりませんので、ある程度推定で現地の整備を進めているところではございます。平成17年に中門周りの発掘調査をしましたときに、中門に接続する参道の一部が出ていたんですけども、その両側

では街路樹状の遺構は出ておりませんので、今回、現地には街路樹は復元していないということにしております。

○高野委員　きちっとほかの地域のこともお調べいただいて、ありがとうございます。とはいえ、これは質問ですが、夏にもここに来ていただきたいと考えていらっしゃいますか。

○諸橋史跡整備担当課長　季節を問わず、大勢の方に来ていただきたいと考えてございます。

○高野委員　そうしましたら、本当に厳密に言うとなかった可能性もあるぞということはおっしゃっていただいたとおりかもしれませんけども、あったかもしれないということで何とかありませんか。

あと、街路樹があると人が集いやすく、来てくださることが高まります。それこそ、デートスポットとかになれば、恋ヶ窪は恋のまちということもあって、非常にいいのではないのかなと思ったりもするので、まだ何か街路樹の可能性は、ちょっとでも再考する余地はないのかどうか、教えてください。

○諸橋史跡整備担当課長　今回の整備工事につきましては設計等も確定してございまして、これを基に予算等が確定して今回の契約という形になります。そのような中で、街路樹を復元するというわけにはいきません。ただ、今の既存の樹木の一部は、あえて残した形で整備を進めていくということとしてございます。あとは、日よけというところだと、休憩できるあずまやの設置を予定してございます。

○高野委員　これで終わりますけど、やはりちょっと暑そうだなという感じはしてしまうので、何とかその辺も考えてくださいという要望で終わります。ありがとうございます。

○皆川委員長　ほかに質疑はございませんか。

○木島委員　南東範囲の部分なんですけれども、通称砂利公園と言われている場所だと思いますけれども、結構小さい子どもたちが遊んでいたり、柔らかいボールで遊んでいたりしています。例えば、団体がスポーツとか、習い事とかで使ったりされているのかと思われるような光景をたまに見る機会もありました。そういった意味では、市民の遊び場にもなっていた場所なのかなと思うんです。この場所の使用の許可について、今後の利用の在り方がどのようになるのか、団体が使うことがなかなか認めにくいという環境にこれからなるのか、その辺りの考え方について見解を伺っておきたいと思います。

○諸橋史跡整備担当課長　こちらの史跡地の利用につきまして、団体に利用する際には、使用の許可申請をふるさと文化財課に出していただいて利用していただくという一定のルールがございます。今後整備が終わりましたら、こちらを今度は歴史公園として条例をきちんと設置しまして、歴史公園条例に基づいた使用という形になるかと思っています。現在、この砂利の広場につきましては、今は砂利の状態で皆さんに使っていただいております。この状態を引き継いで、整備後も同じような砂利のダスト舗装にしていくということで予定しているところでございます。

○木島委員　分かりました。ということは、整備後も、ある意味では今までの環境が継続されるというように理解してよろしいんですか、一応念のため確認させていただきたいと思います。

○諸橋史跡整備担当課長　今、委員がおっしゃったとおり現状と変わらない状況でお使いいただけるよう、御利用していただけるような形で考えてございます。

○鳥居委員　中門東範囲なんですけども、こちらはこの右側の歩行の道路も整備の範囲に入っておりますでしょうか。

○諸橋史跡整備担当課長　歩行の道路というと、砂利の舗装をしていない通りということですか。

○鳥居委員　これは車の通る道路ですよね。歩行者と車が通る道路で、隣が薬師児童遊園地の通りでしょうか。整備工事範囲で第二工区のところです。

○諸橋史跡整備担当課長 恐らく委員がおっしゃっている場所は、薬師児童遊園地から通る狭い通りですね。その通りに面している所は、今、見ていただいているかぎ形になっている一番上のちょっと斜めになっている範囲の所、そこがその通りに接している面になります。

○鳥居委員 分かりました。少し勘違いをしておりました。そうしましたら、中門東範囲の整備の詳細を教えてください。

○諸橋史跡整備担当課長 こちらの範囲には、先ほど申し上げましたとおり中枢部の区画施設ということで築地塀、溝跡がございましたので、こちらの路面標示ということで、地面にアスファルトで、今、ほかの中門の所で行っているような路面表示をすることで考えてございます。

○鳥居委員 ありがとうございます。史跡地全体を見て、南門から続く道路ができまして、すごくすばらしい景観になっております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○皆川委員長 ほかに質疑はよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務部長、契約管財課長はここまでで結構でございます。ありがとうございました。

◇

○皆川委員長 続きまして、**議案第43号 国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○豊田社会教育課長 よろしく願いいたします。議案第43号、国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。資料を御用意いたしております。議案第43号の資料を御覧いただければと思います。資料につきましては、大きく3つの項目で整理させていただいております。

1、条例改正の今回の目的についてでございます。現在、教育センターでは、令和8年4月からの指定管理者制度への移行に向けた公募の準備を進めているところでございます。先ほど開催されました総務委員会における議案審査におきまして、人権平和課からも説明がございましたが、今回の条例改正につきましては、指定管理者制度への移行を機に、施設全体の管理運営の効率化を図る観点から、現在、男女平等推進センターが所管している貸室を教育センターの管理に移管し、一体的に管理することを目的とするといったものでございます。

2、条例改正の内容でございます。改正の内容につきましては、現在、男女平等推進センターが所管している201号室、202号室、生活実習室を令和8年4月から教育センターが所管する貸室にするといった内容でございます。

3、教育センターの指定管理者の募集についてでございます。今回の条例改正を経た上で、教育センターを令和8年4月からの指定管理者の管理に移行するために、公募に向けた手続を進めていくという内容

をまとめてございます。

指定管理者が管理する主な対象範囲につきましては（１）のとおりでございます。管理対象になるエリア、ならないエリアを主立ってそれぞれ整理させていただいております。教育センター以外の公の施設や執務室の扱いになるエリア、行政財産使用許可により運営しているエリア、教育センター事業に係らないエリアについては、管理の対象外という形で整理させていただいているところでございます。

また、（２）では主な業務内容を示させていただいております。業務内容としましては、メインの業務は、現在と同様の受付業務、貸出業務、また部屋や備品の管理、安全管理といったものを行っていただくほか、この場所を新幹線の技術開発の地としての魅力をより一層PRしていくために、新幹線資料館の管理・活用といった業務も指定管理に移行させたいといった内容でございます。

それでは、今回議案に添付させていただいております新旧対照表を御覧いただければと思います。教育センター条例別表の国分寺市立教育センター使用料において、101号室の項の次に男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例別表で規定されていた生活実習室201号室、202号室を追加いたします。なお、使用料の変更はございません。

今回、使用区分の部屋の順序につきまして、現在のひかりプラザの１階から５階の階層ごとに部屋の順番の規定を改めさせていただきたく、現在、５階にあります501号室と４階にあります実験実習室の順番を入れ替えるという改正も併せて行わせていただきたいというものでございます。

それでは、議案の改正文のほうにお戻りいただければと思います。最後の附則について説明いたします。附則の第１項、条例の施行期日でございますが、こちらは指定管理者制度への移行日に合わせて令和８年４月１日という形で規定してございます。また第２項においては、施行日前においても改正後の教育センター条例に規定する生活実習室、201号室、202号室の使用における申請や承認等が行えるように準備行為の規定を設けて、条例公布の日から施行する旨を規定させていただいているといった内容でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○星委員 資料の条例改正の目的ということで、今回は効率的な施設管理ということなんですけども、効率的ということの意味合いをもう少し御説明いただきたいと思います。というのは、教育センターも指定管理に出す、それから同じところでは別な指定管理、スポーツセンターとか、あと総括的管理業務委託とか様々な指定管理が入っているものもあって、そのことを含めてなのかどうか分からないんですけど、ともかく、今回の効率的なという意味をもう少し御説明をお願いいたします。

○豊田社会教育課長 今回の条例改正としては、先ほど申し上げましたように男女平等推進センターにある貸室を教育センターに移行するという形になります。今後、指定管理者に移行するに当たって、男女平等推進センターの貸室を取り入れないことによって、受付の窓口が２つに変わってしまうというところもでございます。現時点でも、社会教育課が男女平等推進センターの受付につきまして、補助執行という形で、受付をさせていただいているところでございますが、利用者の方の混乱を招かないようにというところも踏まえまして、男女平等推進センターの部屋も教育センターの中に一緒に入れて管理を一体的に行うということが今回の改正の目的でございます。

○星委員 受付の部分ということで、それを指定管理に出すことが効率的になると、何となくは分かるんですが、その点について説明をお願いします。

○豊田社会教育課長 失礼しました。今回の条例改正の内容としては、先ほど言った男女平等推進センタ

一の移行の中での受付部分の効率化というところは、現状に合わせて効率的にやりたいということになります。そもそも、指定管理に移行させていくという内容といたしましては、施設全体も現在、建築してから30年がたつてございます。非常に老朽化している施設という中で、今現在は社会教育課の職員の中で管理等も含めて回しているというところもございますけれども、30年という時間がたつて、施設の管理も転換期を迎えているのではないかなと、担当としては考えてございます。さらに、施設の質の維持向上というところを見たときに、市の職員だけではなくて、民間の力も借りながら管理をしていくということが今、求められているところかなと考えていまして、この機に、指定管理者制度への移行という形で整理させていただくというところでございます。

○星委員 施設をもっとよく使っていくためにという、中身の問題ということですね。その辺を具体的に言うと、老朽化してきている建物を、民間の力を借りながら、もっと内容を充実させていくということでの指定管理というお話ですが、その辺、この内容の充実的なところについては、どのように考えているのでしょうか。

○豊田社会教育課長 まさに施設に関しては、今現在ある施設を、また引き続き永続的にきちんと管理できるようにするというところもあるんですけども、また、先ほど申し上げたとおり、教育センターには新幹線資料館という市の魅力を発信ができる施設もございます。今現在も、新幹線に関してのいろいろなPR等はさせていただいておりますけれども、指定管理者へ移行するに当たって広報的な強化という部分も視野に入れながら、新幹線資料館の活用もさらに充実させていきたいというところで、今現在ある施設を維持するだけではなくて、そういったプラスアルファ的な部分も含めて運営していきたいと考えてございます。

○星委員 指定管理の効率的という部分についてはこれで終わります。

あと一つ、教育センターの管轄が広がっていくということで、先ほどの男女平等推進センターについては、総務委員会を傍聴したところ、登録者の皆さんには丁寧に周知していくんだということが言われていました。こちらの教育センターの範囲が広がって、借りる人たちも登録団体じゃなくなっていくということなのですが、今後、その辺の市民の皆さんへの周知はどのように考えているのか、お願いいたします。

○豊田社会教育課長 今回、指定管理者に移行することによって、利用者の方々に関しては、今現在、使われている内容と基本的には変わりはないと考えてございます。ただ、市の直営から指定管理に変わっていくことで、逆に何か変わってしまう部分があるのかという不安を与えることはよろしくないと思っておりますので、そちらについては適切に対処できるように考えていきたいと思っております。

○皆川委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長　　ここで、さきの厚生文教委員会におきまして、調査事項の設定を行ったところでございますが、諸般の事情により別の調査事項を設定いたしたいと思いますが、委員の皆様、御異議はございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、調査事項について、委員の皆様から御意見はございますか。

○木島委員　　ここ数年の課題であり、今後も整備が進められる方向だと思うんですけども、学童保育所に係る整備の状況を当委員会として調査していく必要があるのではないかと思いますので、学童保育所の整備についてというテーマで調査事項を設定してはいかがかと思います。

○皆川委員長　　ありがとうございます。

ただいま木島委員から御発言がございました学童保育所の整備についてを調査事項として進めていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　御異議なしと認めます。それでは、学童保育所の整備についてを厚生文教委員会の調査事項とし、継続といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　御異議なしと認め、継続とすることに決しました。

————— ◇ —————

○皆川委員長　　次に、閉会中の調査事項に関する現地視察の実施について、お諮りいたします。

閉会中の調査事項に関する現地視察の実施については委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○皆川委員長　　御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時48分閉会